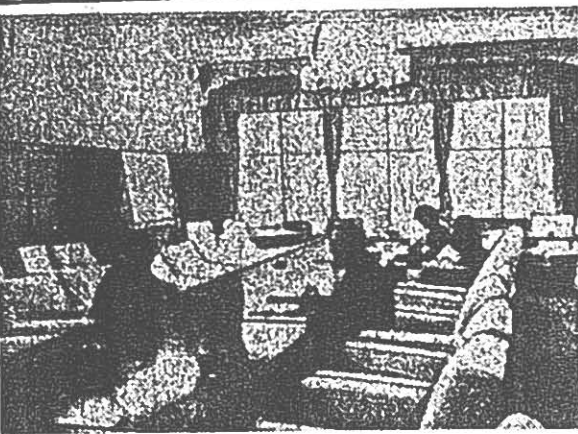


新しい認定基準を

水俣病未認定患者の不服審査問題

厚生省が 事情聴取 武内熊大教授が指摘

水俣市街の川本雑居ビルに
 約七、八人、鹿角島遊入廿九
 人のいわたる。水俣病未認定患
 者。が「病が水俣病と認めないの
 は不当」として申し立てている行
 政不服審査請求事件に関し、厚生
 省は十三日午後一時から東京・水
 俣市の委託医療機関、請求人の
 田町の委託医療機関、請求人の
 申請にもとづく患者人として武内
 明大教授らに意見を聞いた。



水俣病未認定患者問題について意見を述べる武内教授

約は十三日午後一時から東京・水俣市の委託医療機関、請求人の田町の委託医療機関、請求人の申請にもとづく患者人として武内明大教授らに意見を聞いた。これに対し同教授は、現在の認定基準に病理学上の立場から疑問を投げかけ、「新しい診断方法及び認定基準をつくらねば」と述べ注目を集めた。「関係記事11面に」

意見書には竹内同省公衛部部長が「部長が当り、曾田同公衛部長も同席、請求代理人として後藤孝典弁護士(三十八、鹿嶋)から毛利公博理事長が立ち会った。十四日も同じく請求人の申請によつて府選議員岡田公吉被病者認定審査委員会(新潟大教授)から意見を聞く。その後五月下旬から六月上旬に熊本市内の委託医療機関の井田を聞き、これで事実上の審査を終わるが、できれば六月末までに結果を出したいと考えている。

病の歴史的な確立を強調した。この意見書の内容について竹内部長は「武内教授には熊本県公衛被病者認定審査委員会のメンバーとしてはなく、病理学の専門家の立場で意見を述べてもらった。厚生省としては病理学者の立場からいって水俣病患者の診断に当たっては、その診断はどのようになされるべきか臨床検査はどのようになされるべきか、という疑問を出した」と語った。

同部長の疑問に対し武内教授は「熊本県の認定基準はハンターラッセル症候群が中心になっているが、この症状を示さなかった人でも病理学の結果、水俣病と確認されたものが稀におかた。臨床的状況を再分析して新しい診断方法を認定基準をつくらねば、被病者の人の場合は、未しよと確認つまり、生きた神経を光学的に判断ではなく電子顕微鏡で検査するなどの方法を取り入れることも考えられる。新潟県では細胞診をくれない患者でも水俣病と認定している点からも、熊本県の認定基準については病理学上の立場から疑問がある。水俣病には時間的経過はある」と答えたという。

同省では水俣病の認定問題の医学的診断の当りに重きを置く考えはなく、公衛被病者法の精神に添つて、水俣病と認定しなかつた熊本県の処置のあり方について判断を下すことにしている。

この日武内教授は、熊本県公衛被病者認定審査委員会の審査基準について疑問を投げかけ、新しい水俣

がある。水俣病には時間的経過はある」と答えたという。

(東京本社)